

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年2月13日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

① 令和8年度

世田谷区立学校統合基盤要件定義作業委託

② 令和9年度

世田谷区立学校統合基盤構築作業委託

③ 令和10年度～令和14年度

世田谷区立学校統合基盤運用保守業務委託（長期継続契約）

(2) 委託内容

別添の「世田谷区立学校統合基盤及び運用保守業務委託提案要求説明書」のとおり。

(3) 履行期間

① 令和8年6月から令和9年3月31日まで

② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

③ 令和10年4月1日から令和15年3月31日まで

※ ①の契約については、当該業務に係る令和8年度予算が議決し、予算の配当がなされることを条件とする。

※ ②の契約については、当該業務に係る令和9年度予算が議決し、予算の配当がなされること、①の履行状況が良好であることを条件とする。

※ ③の契約については、当該業務に係る令和10年度予算が議決し、予算の配当がなされること、②の履行状況が良好であることを条件とする。ただし、契約締結後であっても、当該契約に係る区の歳出予算の減額又は削減があった場合、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

※ 令和12年度末時点で事務局にて「安定運用」や「事務改善」や「経費削減」の取り組み等により、高く評価された場合（令和13年2月に判定会議を行う予定）には、運用期間を5年間（令和20年3月31日まで）は延長できるものとする。なお、東京都教育庁の構築する統合基盤が順調に整備された場合であっても、令和14年度までは、今回構築する基盤は維持する予定である。

(4) 提案限度額（いずれも消費税及び地方消費税含む）

契約①： 376,673,000円

契約②： 1,173,139,000円

契約③： 3,202,174,690円

＜内訳＞

令和10年度：867,484,530円

令和11年度：799,756,540円

令和12年度：502,756,540円

令和13年度：516,088,540円

令和14年度：516,088,540円

※ 提案書の提出にあたっては、令和8年度～令和14年度の見積書をそれぞれ添付すること。

※ 金額の算出にあたっては、契約履行期間の総額を記載するとともに、ライセンス手配や運用保守等の経費を分けて記載すること。

2. 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格ISO／IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む。）していること。
- (6) 「世田谷区立学校統合基盤及び運用保守業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

構成員は以下の通り。

	所 属 等	氏 名
委員長	国際大学グローバルコミュニケーションセンター 準教授・主幹研究員	豊福 晋平
副委員長	教育総合センター長	宇都宮 聰
委員	教育政策・生涯学習部 教育総務課長	山本 久美子
	学校教育部 教育指導課長	山本 修史
	DX推進担当部 DX推進担当課長	齊藤 真徳
	世田谷区立三軒茶屋小学校長	飯田 泰三
	世田谷区立梅丘中学校長	石綿 健一郎

上記の委員は公告時点のものである。人事異動により新たに着任した委員が事業者に所属することになった等、本要件を満たさなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。なお、委員の変更があったときは、区が参加表明書を受領した者に通知する。ただし、区による参加資格の確認や提案書の選定の結果、本委託契約の相手方として特定する予定のない事業者は除く。

(7) 複数の企業が共同連帯して参加する場合（「共同事業体」という。）は、以下の要件を満たしていること。なお、共同事業体の構成企業は、単独又は他の共同事業体の構成企業として、本件に参加することができないものとする。

- ① 共同事業体は5社以内で構成されること。
- ② 共同事業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- ③ 共同事業体は、構成企業間で代表企業を選定すること。
- ④ 「2. 参加資格（1）～（6）」の要件を共同企業体の全構成事業者が満たすこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

4. 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

「世田谷区立学校統合基盤及び運用保守業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。

① 選定委員の構成

	所 属 等	氏 名
委員長	国際大学グローバルコミュニケーションセンター 准教授・主幹研究員	豊福 晋平
副委員長	教育総合センター長	宇都宮 聰
委員	教育政策・生涯学習部 教育総務課長	山本 久美子
	学校教育部 教育指導課長	山本 修史
	DX推進担当部 DX推進担当課長	齊藤 真徳
	世田谷区立三軒茶屋小学校長	飯田 泰三
	世田谷区立梅丘中学校長	石綿 健一郎

② 審査方法

ア 書面審査

提案書、見積書により総合的に審査を行う。

イ プレゼンテーション審査

書面審査結果の上位3社程度について、プレゼンテーションを行う。選定委員は「世田谷区立学校統合基盤及び運用保守業務委託提案書評価基準表」を基に、提案書について、必要に応じて採点結果の修正を行う。

※1事業者につき約30分とする。(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

※審査を行う上で疑問点や確認事項が生じた場合は、担当課より個別に照会することがある。

(2) 提案書を特定するための評価基準

提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

- ① 情報セキュリティ及びコンプライアンス推進体制
- ② 業務実績（令和8年3月時点稼働中のもの）
- ③ 業務実施体制
- ④ 提案コンセプト
- ⑤ システム基盤の構成
- ⑥ 業務工程管理
- ⑦ 提案内容（校内通信ネットワーク、学習用iPad端末、教員用iPad端末及び各種教育用アカウントの運用保守業務）
- ⑧ 提案内容（教育DXに関する環境整備及び区の取組み支援）
- ⑨ 構築作業
- ⑩ 保守運用作業
- ⑪ 追加提案
- ⑫ 見積経費の妥当性

(3) 審査結果の通知

選定結果は、すべての提案者に対して、令和8年5月下旬に文書で通知する（予定）。

5. 手続等

(1) 担当課

世田谷区教育委員会事務局教育総合センター教育DX推進担当課

〒154-0023 東京都世田谷区若林5-38-1

世田谷区立教育総合センター統合事務室内

電話 03-6453-1506

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和8年2月13日（金）～2月27日（金）午後5時

- ② 場所・方法 世田谷区ホームページからダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/03677/29531.html>

世田谷区トップページ > 区政情報 > 契約・入札情報 >

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、様式1「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

① 提出書類

ア 様式1「参加表明書」(別紙を含む。)

イ プライバシーマークの付与認定の証明書類(認定証写し等)

ウ 情報セキュリティマネジメントシステム(I-SMS)適合性評価制度
認証に関する証憑(認定証写し等)

エ 納税証明書(都道府県民税・市町村民税)※直近1年分

オ 法人の概要が分かる資料(会社パンフレットなど)

※上記イ、ウについては、少なくとも一方は提出すること。

② 提出期限 令和8年2月27日(金)午後5時(必着)

③ 提出場所 「5.(1) 担当課」に同じ

④ 提出方法 上記(1)の窓口への持参(郵送不可)

なお、受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時
から午後5時までの間とする。

(4) 招請通知(参加資格決定通知)

令和8年3月4日(水)に、様式1「参加表明書」に記載の電子メール
アドレスあてにメールで通知する。

(5) 質問の受付

① 提出方法 電子申請サービス(LoGoフォーム)

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1384042>

② 提出期限 令和8年3月11日(水)午後5時

③ 回答 提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を
期するため、内容をとりまとめたうえ、令和8年3月18
日(水)に、全事業者に電子メールで配信する。

(6) 提案書等の提出方法

① 提出書類

ア 提案書(正本1部及び副本1部)

※ 副本には、会社名がわからないように事業者名や所在地、事業者名
を用いた商品名等を削除するか黒塗りして隠すこと。

イ 見積書(1部)

※ 様式4を参照の上、令和8年度～令和14年度の見積書をそれぞれ
添付し、各経費の内訳が分かるように詳細な見積書を作成するこ
と。また、金額の算出にあたっては、契約履行期間の総額を記載す
るとともに、システム導入、導入支援等の経費を分けて記載するこ

と。

※ 見積に関する参考資料がある場合、任意で提出できるものとする。

② 提出期限 令和8年4月17日（金）午後5時（必着）
③ 提出場所 「5.（1）担当課」に同じ
④ 提出方法 電子申請サービス（LoGoフォーム）または電子メール
<https://logoform.jp/form/JqMJ/1384605>
※ 電子申請またはメール送信後、電話により「5.（1）担当課」に記載の区担当者あて受信確認を行うこと。

6. 事業者選定及び主な事業スケジュール

公募開始	令和8年2月13日（金）
参加表明書提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時
招請通知	令和8年3月4日（水）
質問受付締切	令和8年3月11日（水）午後5時
質問回答期限	令和8年3月18日（水）
提案書の提出期限	令和8年4月17日（金）午後5時
書類審査	令和8年4月下旬～上旬
書類審査結果通知	令和8年5月11日（月）
選定委員会（プレゼンテーション）	令和8年5月中旬～下旬
選定結果通知	令和8年5月下旬
契約締結	令和8年6月【予定】

7. その他

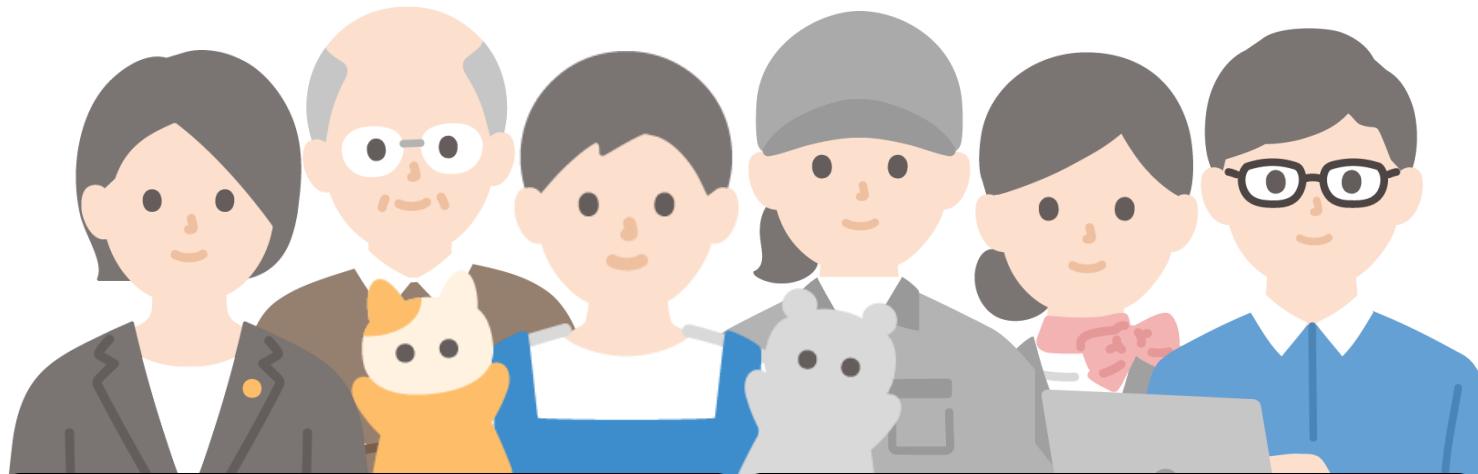
- （1）提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- （2）特定結果の通知以降、速やかに区と事業者で打合せを行い、契約締結に向けた調整（詳細な仕様、金額等）を行う。
- （3）詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼動できることの判断等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として、契約を締結する。
- （4）手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- （5）契約保証金 免除
- （6）契約書作成の要否 要
- （7）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
契約予定件名「ネットワーク機器等移設作業委託」
- （8）関連情報を入手するための照会窓口「5.（1）担当課」に同じ
- （9）本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引

用することはできない。

- (10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (11) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (12) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (13) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (14) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (15) 区は、提案書を選定の目的以外で無断使用しないものとする。
- (16) 提案書の提出後に「2. 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (17) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙1を確認すること。
- (18) 詳細は説明書による。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には **「労働報酬下限額」** が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの **85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610 円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件（※）の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《労働条件確認帳票》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めていきます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《労働報酬下限額周知カードの配布》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,610円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。